

Q1: 移動支援とは具体的にどのようなサービスですか。

- ・ 外出時の移動の介助及び外出先での排泄、食事等の介助。
- ・ 外出前後の身の回りの世話。
- ・ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援。（代筆・代読等を含む）

Q2: 1日のうちで利用時間に制限はありますか。

基本的には1日8時間以内です。

8時間を超過する場合は、労働基準法を遵守する取扱い等が必要です。

Q3: 何歳から移動支援が利用できますか。

就学児以上です。

移動支援は、その障がいによって単独では外出が困難な障がい者（児）に対して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスですので、障がいの有無に関わらず単独での外出が困難と思われる未就学児については、本来保護者にその監護責任があることから、原則として対象外としています。

また、就学児以上であっても、児童単独での外出が見込まれない場合の外出（例えば「小学生が一人で大阪市内に遊びに行く等」）については、移動支援の利用は適当ではないため、利用を制限する場合があります。

Q4: 一日に複数の目的地に行くことは可能ですか。

可能です。

ただし、目的地のうち、一箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q5: 入院中の利用は可能ですか。

原則不可ですが、外泊中のみ利用可能です。

入退院時の付き添いは、移動支援ではなく、介護給付の通院等介助の対象と考えられます。したがって、入院中の外出および外泊時の病院・自宅間の送迎には利用できません。

Q6: 施設入所支援との併用はできますか。

施設入所中の日常の外出には利用できません。

ただし、地域移行目的や社会参加目的で特に必要性が高いと認められる場合には、例外的に認める場合があります。総合支援法における施設入所支援ではなく、グループホーム（認知症高齢者グループホームは除く）や、訪問介護を利用できる介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護型有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームは除く）は居宅とみなすため、移動支援を利用可能です。

Q7: 電動車いすの人が、移動支援を利用しても良いですか。

利用できません。

電動車いすの給付目的は移動が自立できることにあります。したがって、移動支援を利用する対象者ではありません。しかし、外出先での食事や排泄の介助が必要等、相当の理由がある場合は例外的に利用可能ですので、個別に市へ相談してください。

Q8: 通学・通勤・通所に移動支援を利用できますか。

利用できません。

従来から「通年かつ継続的な利用」はできないとしています。しかし、「通学・通勤経路を覚えるため」や「通学の場合で、家族が入院中のため」など、限定的な利用の範囲で、目的が達成可能な場合に、支給決定できる場合があります。個別に市へ相談してください。

Q9: 短期入所(ショートステイ)や日中活動系事業所の送迎に利用できますか。

利用できません。

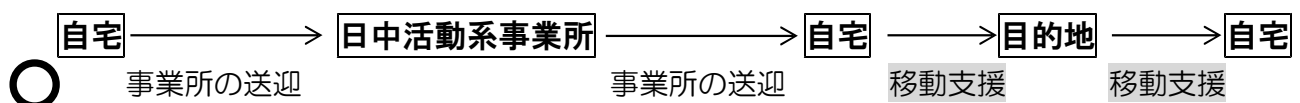
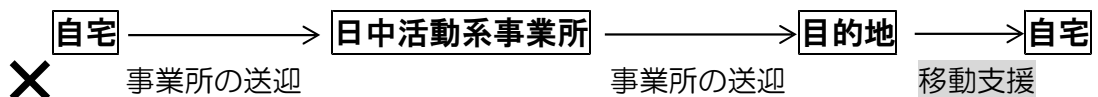
要件を満たした場合、日中活動系事業所に送迎加算が算定されますので、日中活動系事業所に個別にお尋ねください。

Q10: 日中活動系事業所への通所終了後、買い物をしてから帰宅したいのですが、移動支援を利用できますか。

利用できません。

日中活動系事業所の送迎には「送迎加算」があり、「あらかじめ定めた特定の場所」以外への送迎は認められていません。また、Q9にあるように移動支援は日中活動系事業所への送迎には利用できません。一旦帰宅してから利用してください。

(例)



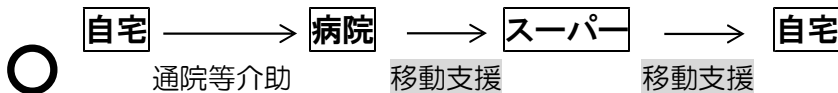
Q11:通院の場合で、買い物をしてから帰りたいのですが、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として算定することは可能ですか。

可能です。

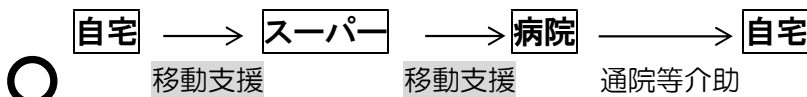
本来であれば、通院の用務は、通院のみで一連の行為とするのが望ましいですが、病院とスーパーが隣接しているなど、一旦自宅に戻って再度外出することが非効率的である場合があります。このような場合には、行きを「通院等介助」、帰りを「移動支援」として構いません。

(例)

・通院等介助→移動支援



・移動支援→通院等介助



・利用不可の場合



✕ 移動支援としても通院等介助としても請求できません。

Q12:家族が病院まで送り、ガイドヘルパーが診察終了後に迎えに行き、買い物をしてから帰宅する場合は移動支援の対象になりますか。

対象になります。

サービスの起点・終点は自宅以外でも可能としています。(ただし、障がい福祉サービス事業所や学校を起点・終点とすることは認められません。)

Q13:家族等が目的地まで送迎した場合に、目的地のみで移動支援を利用することはできますか。

移動支援のサービスの始点・終点は、出発地及び終了地ともに自宅が原則ですが、目的地が移動支援の対象となる場所であり、現地にて移動の介助または外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う場合には、目的地のみでの移動支援の利用も可能です。

ただし、単に目的地において障がい者(児)を預かることを目的とする、いわゆる「預かり行為」については障がい者(児)の外出支援という移動支援本来の趣旨・目的に沿わないものと考えられますので、利用対象外となります。

Q14:電車やバス等の公共交通機関を利用してもいいですか。

可能です。

ただし、「乗車中の時間」に関して、支援をしていない単なる同乗の時間は算定できません。電車やバスの車内において、座席に座るために常時声をかける（声かけしないと立ち上がる）、突発的な行動の予防のため手をつなぐ、パニックになるのを防ぐため常時声をかける、等の理由で支援を行っていた場合に限り、算定可能です。

Q15:タクシーを利用してもいいですか。

可能ですが、タクシーにヘルパーが同乗している時間は、基本的に移動支援の対象外となります。例えば、利用者の障がい特性のために乗車中常時支援が必要な場合のみ算定を認めます。

Q16:ヘルパーもしくは事業者が所有する車を用いて移動支援を利用することは可能ですか。

公共交通機関を利用することが原則であり、事故等不慮の事態を想定すると、好ましくありません。やむを得ない場合は、事故等の対応について利用者・事業者間で十分に協議しておいてください。ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合は、運転中は介助が行われていると見なせないため、運転中の時間をサービス提供時間から控除して算定してください。ヘルパーと運転手が別々の場合でも、車内で常時介護が必要な状態でなければ車中時間の算定はできません。

なお、外出の目的をドライブとし、外出先での支援が不要な場合等は認められません。

Q17:家族の車にヘルパーが同乗して移動支援を行っても良いですか。

公共交通機関を利用することが原則であり、家族・友人・ボランティア等による運転は事故等不慮の事態を想定すると、好ましくありません。やむを得ない場合は、事故等の対応について利用者・事業者間で十分に協議しておいてください。

Q18:利用者の家族が、ガイドヘルパーとして支援を行うことは可能ですか。

不可です。

家族等がガイドヘルパーとして支援を行うことは、家族等としての世話と、事業者としてのサービス提供の切り分けに疑義が生ずるためです。

Q19:1人のガイドヘルパーが複数人の利用者の付き添いをすることは可能ですか。

可能です。

単価等は「和泉市移動支援ガイドライン」を参照してください。

Q20:1人の利用者に対して、2人のガイドヘルパーが付き添うことは可能ですか。

常時2人で介助をしないと安全性が確保できない場合には、支給時間の範囲内で2人対応が可能です。受給者証に「二人派遣対象」である旨の記載が必要となりますので、必ず利用前に市に相談してください。

Q21:宿泊を伴う旅行に利用できますか。

利用できます。

ただし、事前に旅行の行程表（予定）およびサービス提供プランを市に提出し、市が承認した範囲での請求となります。請求の際にも、旅行の行程表（実績）を提出して頂きます。就寝・休憩・待機時間等は対象となりません。

また、宿泊の有無に関わらず、公共交通機関を利用する場合の「乗車中の時間」に関しては、支援をしていない単なる同乗の時間は算定できません。電車やバスの車内において、座席に座るために常時声をかける（声かけしないと立ち上がる）、突発的な行動の予防のため手をつなぐ、パニックになるのを防ぐため常時声をかける、等の理由で支援を行っていた場合に限り、算定可能です。

Q22:通院に利用できますか。

利用できません。

介護給付の居宅介護（通院等介助）での対応になります。

Q23:マッサージ・リハビリ等に利用できますか。

医療保険の対象か、目的は治癒か健康増進か等により個別に判断します。健康保険証を提示して施術を受ける場合は医療保険の対象となりますので、利用できません。

Q24:冠婚葬祭に利用できますか。

利用できません。

身内の冠婚葬祭は原則不可です。親族が多数集まる場と想定されるので、自助・共助の範疇と考えます。ただし、特段の理由がある場合は、個別に市へ相談してください。

Q25:ボランティア活動に利用できますか。

利用できます。

ただし、報酬の発生するものや、各種団体等の利益誘導につながる恐れのある活動には利用できません。

Q26:競馬・競輪・競艇・パチンコ等への付き添いは可能ですか。

不可です。

ギャンブルは「社会通念上本制度を適用することが適当でない外出」とします。

Q27:居酒屋等、飲酒の場への付き添いは可能ですか。

可能です。

一般的な社会生活の延長とみなします。

ただし、ヘルパーと一緒に飲食をした場合は（アルコールの摂取の有無に関わらず）、その時点で移動支援は終了となり、当該移動支援全体が算定不可となります。

Q28:プールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか。

移動支援の対象となるのは、目的地までの移動の介助・目的地での移動・食事・排泄等の介助や危険回避のために必要な支援です。したがって、プール内でも危険回避のために付き添うことは可能ですが、「水泳の指導」「一緒に泳ぐ」「一緒に遊ぶ」などの行為は認められません。

Q29:塾やスイミングなどの習い事に利用できますか。

できません。

通年かつ継続的な外出は移動支援の対象とはなりません。ただし、通年かつ継続的でない場合は利用可能です。その際、常時の付き添いが必要な場合（座位保持のため支える必要がある等）は習い事の最中もあわせて算定できますが、単なる待ち時間は算定できません。

また、常時の付き添いの必要性が「授業内容について説明する」等の場合は、その習い事の講師等スタッフが対応すべきであり、移動支援の本来の趣旨とは異なるため、算定できません。

Q30:公園で一緒に遊んでもらうことは可能ですか。

不可です。

「一緒に遊ぶ」という行為は、移動支援本来の趣旨・目的に沿わないためです。

Q31:映画館、カラオケ、ゲームセンター、ボウリング、遊園地等の娯楽施設への付き添いは可能ですか。

可能です。

しかし、移動支援の対象となるのは、目的地までの移動の介助・目的地での移動・食事・排泄等の介助や危険回避のために必要な支援です。「一緒に遊ぶ」行為は認められません。

Q32:犬の散歩に利用できますか。

できません。移動支援本来の趣旨・目的に沿わないためです。

Q33:自転車で利用はできますか。

できません。

常時支援ができる状態での付き添いとはいえないためです。

Q34:銭湯・スパなどの入浴施設に行く場合、洗身などの身体介助を行っても良いですか。

可能です。

ただし、ヘルパーが身体介助に必要な資格を持っている場合のみとします。また、自宅に風呂がない等の場合は居宅介護で利用することも可能です。

Q35:障がい福祉サービス事業所の主催する行事(旅行等)や学校行事(遠足等)に移動支援を利用できますか。

できません。

障がい福祉サービス事業所の場合は、サービスの二重利用になることや、事業者（法人）への利益誘導になる恐れがあるためです。学校行事については、授業の一環であり学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外です。

Q36:目的地までの送迎に移動支援を利用した場合、現地での待ち時間の扱いはどのようになりますか。

プールや銭湯を利用したり、映画や演劇を鑑賞したりする時間については、その間もガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、遊泳・入浴・トイレ等に伴う介助を含めての移動支援の対象となります。しかし、目的地での単なる待合の場合は、待機時間として移動支援の算定の対象とはなりません。

Q37:支給決定時間数を超えて移動支援を利用することは可能ですか。

不可です。

支給決定時間数を超えた分の利用については、本市から給付は行われません。

Q38:利用者宅までのガイドヘルパーの交通費は、利用者に請求できますか。

事業者と利用者の双方で契約時に取り決めをしてください。

Q39:移動支援中のヘルパーの交通費は誰が負担するのですか。

利用者宅からの外出にかかる交通費については、利用者がガイドヘルパー分を負担する必要があります。

Q40:往路もしくは復路のみの支援の場合、待ち合わせ場所までの交通費や、利用者を送った後にガイドヘルパーが戻るための交通費は利用者に請求できますか。

事業者が定める移動支援事業運営規定における「通常の事業の実施地域」以外で待ち合わせを行う場合は利用者の負担となります。金額などは事前に利用者と事業者で協議し、合意を得ておく必要があります。また、往路のみ支援の場合の戻り時間等、利用者に付き添っていない時間は移動支援費として算定することはできません。

Q41:ヘルパーの食事費用は誰が負担するのですか。

昼食や水分補給など、ヘルパー自身に必要な飲食費用はヘルパーが負担します。ただし、喫茶店やレストランに同席し、一緒に飲食することを利用者が希望した場合の費用負担については、事業者と利用者の双方で契約時に取り決めをしてください。当然のことながら、ヘルパーは注文しないという対応が望ましく、必ずしも一緒に食事をする必要はありません。また、ヘルパーの食事中は介助をしている状態とはいえないため移動支援費の算定はできません。（休憩中の扱いとなります。サービス提供時間から控除してください。）なお、どのような場合であってもヘルパーがアルコールを摂取した場合は、その時点で移動支援は終了となり、当該移動支援全体が算定不可となります。

Q42:観劇・映画・コンサート等の入場料は誰が負担するのですか。

送迎のみの支援が望ましいです。場内での支援を行う必要がある場合の入場料は利用者の負担となります。

Q43:訪問後、外出しなかった場合は算定できますか。

外出の準備・外出を促す支援をしていた時間のみ算定できます。ただし1時間以上かかるような場合は個別に判断しますので、市に相談してください。

Q44:キャンセル料の負担はどうなりますか。

事業者と利用者の双方で契約時に取り決めをしてください。キャンセル料の公費負担はできません。

Q45: 自分の子どもと一緒に外出はすることは可能ですか？

不可です。

ヘルパーは、移動支援の利用者（ここで言う親）の安全確保のために付き添って外出しています。子どもを連れていることで、利用者の安全確保が十分にできるとは言えないためです。

Q46: 一人のヘルパーが、二人の利用者の通学支援を同時に行うことはできますか？

基本的に不可です。

ただし、一人のヘルパーで利用者二人の安全確保が十分に行えるという場合で、事業者と利用者の双方合意の上であれば、二人の利用者を同時に支援することは可能です。

なお、通所・通学支援の請求単価は利用者単位ではなく、ヘルパー単位です。

二人以上を同時に支援した場合でも、請求はヘルパー一人分となります。（実績記録票は利用者の連名で作成します）